

## 著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会(第6回)検討事項(案)

平成26年10月16日

○ 発展的なクラウドサービス<sup>1</sup>について、どのように対応すべきか。

- (1) 本小委員会(第5回)資料3で示されたスキーム(以下「集中管理スキーム」という。)の有用性とその対象についてどのように考えるか。
- (2) 集中管理スキームを今後活用するにあたっての課題にはどのようなものがあるか。

## 【ご参考】各検討事項に関連する議論(概要)

## (1) 集中管理スキームの有用性とその対象について

## 有用性を肯定する見解

- 私的使用目的の複製と評価される事業のみを提供する場合は、契約不要との判断もありえるが、発展的なクラウドサービスにはグレーな部分がありえることから、契約を結ぶことを希望して集中管理スキームを活用することも考えられるので、是非進めるべき。
- タイプ2には、汎用ロッカー型のように私的使用目的の複製の範囲内と整理されるものもあれば、事業者の関与の程度によっては、必ずしもそう整理されないものもありうる。今後展開されるサービスの多様性に鑑みれば、集中管理スキームにより契約のハードルを下げ、サービスをできるようにしていくという方向での解決策を模索する方がよいのではないか。それにより、利用者が安心してクラウドサービスを利用できる環境が提供できる。
- サービスがリッチになればなるほど事業者の関与も高まり、その結果、利用行為主体が事業者とされることはあり得ることから、(利用行為主体の判断が困難な)「汽水域」のようなところについて集中管理スキームが用意されるのは重要。
- タイプ2であっても、実際に共有を行えば現行法上合法とはいえない利用になる。集中管理スキームはそういう部分を拾うことができる点が重要な点ではないか。
  - 例えば共有の実態がない汎用ロッカー型であれば、集中管理スキームの対象とならないという整理をすべき。
- 集中管理スキームの対象がタイプ2に集中しすぎており、将来を見据えた形で他のサービスにも対象を広げて考えるべきではないか。

<sup>1</sup> ここで「発展的なクラウドサービス」とは、タイプ2における汎用ロッカー型以外のクラウドサービスをいうが、コンテナロッカー型、変換機能付加型、スキャン&マッチ型に限られず、今後提供されるタイプ2及びタイプ2に関連するクラウドサービスも含む。

#### 有用性は限定的であるとする見解

- タイプ2は、(いずれの場合も基本的に行為主体は利用者であり、) 私的使用目的の複製の範囲内と整理され、集中管理スキームの対象としては適切ではない。タイプ1及び3において有用性があるのではないか。
- 私的使用目的の複製か否か不明なサービスについて、事実上権利者の許諾権を容認することになり、権利の拡張となるのではないか。
- タイプ1やスキャン&マッチ型のようなタイプ1とタイプ2の混在型について集中管理スキームの構築が進むのは良いことであるが、タイプ2については基本的に行為主体は利用者であり、切り分けが困難であるとは言えないのではないか。クラウドサービスには様々な機能があるため、ロッカー型クラウドサービスも含め、柔軟性のあるストレッチのきいた規定で考えて行かざるを得ないのではないか。

#### (2) 集中管理スキームを今後活用するにあたっての課題について

- 契約を望まない権利者や団体に属さない権利者についてどのように考えるべきかという問題があるのではないか。
- 現段階では他の団体との調整がついていなくてもよいが、今後、音楽以外の分野についてもスキームの対象を拡大することを見据えるべき。
- 集中管理スキームを活用するには、権利者だけでなく利用者側も組織化することが必要ではないか。

(以 上)